

東近江市定住自立圏形成方針の議決に関する条例の制定について

東近江市定住自立圏形成方針の議決に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年10月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市定住自立圏形成方針の議決に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に基づく定住自立圏形成方針に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件として定めるものとする。

(議決)

第2条 市長は、定住自立圏形成方針の策定、変更（軽微なものは除く。）又は廃止しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を得なければならない。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。